

〒100-0005 東京都千代田区丸の内3-6-5

TEL 03-3201-0350 FAX 3201-0351

Eメール jrtoukairou@yahoo.co.jp

2022年
12月1日
第464号

JR東海労



http://jrtoukairou.sakura.ne.jp/

JR東海労働組合

発行人 木下 和樹
編集人 高山 浩

大いに不満を表明し交渉集約 2022年度年末手当

本部は11月18日、2022年度年末手当について、大いに不満を表明し、会社に妥結を通告しました。

本部は9月30日、2022年度年末手当に関する申し入れ(申第8号)を提出しました。年末手当要求額は3.5ヶ月分、専任社員はプラス5万円、コロナ慰労金1人10万円の支給、そして不当なボーナスカットをやめること等を会社に申し入れました。

第1回団体交渉は10月24日に開催し、要求の趣旨説明を行いました(本

紙263号参照)。

第2回団体交渉は11月4日に開催しました。会社が今年度の第2四半期決算(中間決算)において、連結で96.9億円の黒字を計上したことを以て、本部は「これだけの黒字を出したのは社員の努力の結果だ。2.9ヶ月しか要求していない組合があるが、2.9ヶ月を超える回答はしないということか」と追及しました。会社は「議論を踏まえて判断する」と回答しました。

また、本部は「4期連続でわずか2.2ヶ月の支給だった。ローンを組んでいる社員は大変な苦勞をした。コロナ禍前の2016〜2019年度の4年間の年末手当は3.0ヶ月だった。減額された分を回復するとしても、3.5ヶ月では足りないくらいだ。物価上昇に歯止めがかからない。生活は苦しい。儲からないどころか、経営を破綻させる恐れがある。リア建設をやめれば、経営は安定し、労働条件や賃金は改善され、社員の生活は楽になり、モチベーションも上がる。コロナ禍で感染リスクがある中で仕事をしてきた。3.5ヶ月、専任社員はプラス5万円、コロナ慰労金10万円は充分支払える金額だ。社員と家族の苦勞に「応えよ」と追及しました。更に、「組合員が納

得しない恣意的な不当なボーナスカットを行うことはJR東海労への不当労働行為である」と、釘を刺しました。

しかし、会社は「組合の主張は検討するし、コロナ禍での社員の頑張りや苦勞は否定しない。コロナが収束したわけではなく、経済状況なども含めて、先行きが不透明である。期末手当は、世間相場、将来展望等も加味し総合的に勘案しながら決定していくものである。短期的な動向ではなく、長期的に安定支給することが大事である」と考える。リア建設は、日本の大動脈を担う使命があり、中止する考えはない」と理由をあげ、要求に対して消極的な姿勢を示しました。

第3回団体交渉は11月10日に開催し、会社から「2022年度年末手当は2.7箇月分支給する」との回答が示されました。会社の言う安定的支



給ベースである2.9ヶ月をも下回りました。本部は、この低額回答に対して、がんばってきた社員の苦勞に全く応えていないとして抗議し、席上で「申第9号」として再申し入れを提出しました。

「申第9号」に基づく団体交渉は、11月15日に開催しました。本部は、「役員は自主返納を終了して、社員が連続して減額されているのは不当極まりない。役員報酬を減額せず社員の手当を減額する理由をハッキリさせる。現場の社員は『ふざけるな』と怒っている。コロナ禍前の支給より0.3ヶ月の減額だ。組合で認めていないが、2.9ヶ月の安定的支給ベースより0.2ヶ月の減額だ。会社はこの間、中間決算の結果を年末手当に反映してきた。96.9億

円の黒字なら、過去の実績から2.9ヶ月は出していた。社員や家族の苦勞に「応えないで、『業務改革、収益の拡大にさらに力強く取り組んで行くことを強く期待する』という会社の考えは社員に通じない。社員に伝えたければ数字で示せ。要求通り、満額回答をせよ」と迫りました。

しかし、会社は「黒字だからといって、コロナ禍で先行きが不透明である。業務改革を発表したから、また社員の苦勞に充分応えるために2.7ヶ月を出した。役員報酬は、社員の給与に当たるもので、期末手当と意味合いが違う。安定的支給ベースは、黒字が続いていることが条件だ」と言い訳に終始しました。

また、本部は「リア建設をやめさせれば会社は良くなるし、社員の賃金も良くなる」と主張し、併せて、専任社員のプラス5万円とコロナ慰労金10万円の支給を迫りました。会社は「社員の苦勞に充分応えている。撤回する考えはない」との一点張り、極めて不誠実な姿勢に終始しました。対立に終わりました。本部は、本部は対立を確認し、持ち帰り検討しました。

本部は持ち回り執行委員会を行い、JR東海ユニオンの低額要求即日先行妥結という否定的な状況の中で、これ以上の前進は困難と判断し、11月18日、今次年末手当交渉を集約することとしました。

交渉期間中、JR総連及び加盟単組からの激励や訪問をはじめ、各地本分会からの支援・連帯に感謝申し上げます。

また、本部は「リア建設をやめさせれば会社は良くなるし、社員の賃金も良くなる」と主張し、併せて、専任社員のプラス5万円とコロナ慰労金10万円の支給を迫りました。会社は「社員の苦勞に充分応えている。撤回する考えはない」との一点張り、極めて不誠実な姿勢に終始しました。対立に終わりました。本部は、本部は対立を確認し、持ち帰り検討しました。

武力で平和はつくれる つなごう憲法を活かす未来へ 11・3憲法大行動に参加!

日本国憲法制定から76年となる11月3日、国会正門前や衆議院会館前、国会図書館前など、国会を取り囲むように集まり「改憲や防衛費増大」に反対する集会が開催されました。

集会には4,200人が参加しました(主催者

発表)。JR東海労は、JR総連の仲間と共に、今集会に参加しました。集会は、「武力で平和はつくれる。つなごう憲法をいかす未来へ」をスローガンに「改憲反対!」の声を上げました。また、この集会に国会議員や文化人などが参加



て、挨拶で「平和と文化を守っていきましょう!」と呼びかけました。

沿線の工事被害を原告が赤裸々に証言 ストップ・リニア！訴訟

「ストップ・リニア！訴訟」第25回口頭弁論が11月7日、東京地裁で開廷されました。弁論には、多くの組合員が参加し、傍聴しました。

弁論では、1都5県から6名の原告が、各地域におけるリニア工事の影響などについて、生々しく証言しました。主な証言は以下の通りです。

【東京】JR東海の説明会の告知は酷い。区報で告知したと言うが、区報には「リニア」の文字は載っていないし、どこを通るのかも書いていない。

【山梨】JR東海は、実験線ができる前に「リニアは線路の上を走るのではなく、パンタグラフもないから騒音は出ません」と言っていた。しかし、実際に走ると騒音が酷く、低周波振動が酷い。

【静岡】トンネル掘進による大井川の流出量、毎秒2tの流出量は62万人の生活用水に匹敵する。静岡工区の工事認可は地元の意見を十分に聞くというのが条件のはずだ。南アルプスの地下水は380mも低下すると言われている。国交省の有識者会議でもJR東海が全量で大井川に戻して

も地下水低下は防げないとしている。

【長野】中間駅建設予定地の建設の為に立ち退きを迫られた人たちは、本当に困っている。地区にある2軒のガソリンスタンドもなくなる。飯田

工区の残土の70%は行き場が未だに決まってい

ない。しかも、そのうちの3ヶ所しかウラン調査をしていない。

【岐阜・愛知】東海環状自動車道のトンネル残土からカドミウム、重金属など有害物質が発見された。残土置き場に降る雨でヒ素、フッ素、ホウ素などが流れ出している。リニアのルートには、日本最大のウラン鉱床があるが、JR東海は、ウラン鉱床で11ヶ所しかボ

西伊豆達磨山大縦走！ 第25回登山大会 丹那断層見学会

11月10～11日、3年ぶりの開催となる第25回登山大会を静岡県西伊豆の「達磨山」(だるまやま)で開催しました。2日間で組合員・家族・OB21名が参加しました。

1日目、静岡地本有志は丹那断層などを見学するプレウオーキングを開



催しました。これは、東海道線丹那トンネル工事がリニア南アルプストンネルの工事と共通点が多いことから企画したものです。ガイドはOBの鍋島さんが行いました。丹那盆地は、丹那トンネル開通前は豊かな水資源に恵まれ、田園やわさび栽培が盛んでしたが、工事により水が枯渇し、甚大な被害を受けました。工事期間中の1930年11月2日、丹那盆地を震源とする北伊豆大地震(M7.3、最大震度6)が発生し、丹那断層は2m、トンネル内では2.4mもずれました。また、トンネル開通までに、多くの工事関係者が

リング調査をしていない。しかも、そのうちの3ヶ所しかウラン調査をしていない。

【愛知】JR東海の検査頻度は低いので汚染残土は見つけられないのではないかと。JR東海は誰も納得する工事残土の検査体制を整えるべき。以上の証言に対し、国とJR東海の反対尋問はほとんどありませんでした。

犠牲となりました。一行は、湧水救済記念碑、トンネル湧水口(函南側)、丹那隧道工事殉職者慰霊碑、丹那断層公園を訪れました。

宿泊は、かつて大仁金山で金の採掘中に噴出したという源泉を引いた「百笑いの湯」に集まり、懇親を深めました。2日目、標高800mの太平洋展望台から登山を開始しました。駿河湾



や富士山を巡る大展望、周辺の山々の紅葉を眺めながら、伽藍山、古稀山、達磨山、小達磨山などを次々と踏破し、金冠山まで登り切りました。山頂では、沼津運輸区分会のサポート隊が昼食に弁当と味噌汁を用意しました。下りは、「だるまやま高原レストハウス」に無事下山し、閉会式で次の開催を確認しました。

第三者機関を活用した闘いの成果を確認 新幹線関西地本が活動者会議

新幹線関西地本は11月20日、第42回活動者会議を開催しました。会議には、多くの組合員をはじめ、本部・各地本からも参加しました。

今会議には、各裁判のプロジェクトから山本圭一さん、細田正樹さん、

熊沢守さんが闘いの報告を、また原告の柳楽関さんと萩原光廣さんが、それぞれ裁判の要点を説明しました。

この間の第三者機関を活用した闘いでは、騙されず、諦めず、こだわりを持った闘いを展開し、

労働者の利益と権利とは何かを明確にしながら裁判を進めてきた結果、多くの成果を勝ち取ったことを確認しました。そして、この間の闘いによって、寄本さん、池田さん、そして田川さんの加入を勝ち取ったことを確認すると共に、更なる組織拡大に奮闘することを意思統一しました。

会社の不当性を主張！ 前田仮処分申立第1回審尋

新幹線関西地本の前田稔さんが強制出向中止を求めた仮処分申立第1回審尋が11月16日、大阪地裁で行われました。

前田さんは、会社による不当な強制出向の実態を明らかにし、元職場である大阪第二運輸所に戻すことを訴えました。そして、強制出向は組合活

動の妨害であることを訴えるために、寄本さん、池田さん、田川さん、和田さん、高橋さん、梶田さん、山嶋さんが陳述書を提出しました。

一方会社は、審尋の前日になつて、虚偽の内容が記された答弁書を提出しました。

地裁判決の誤り訴える！ コロナ本人訴訟控訴審

新幹線関西地本の萩原光廣さんと柿本克彦さんが関西新幹線サービックを相手に訴えているコロナ本人訴訟第1回控訴審が11月16日、大阪高裁で開廷されました。

控訴人らは準備書面で、大阪地裁判決の最高裁判例の引用について、

「最高裁判決は、転居を伴う配転命令の効力が争われた事案であり、本件とは全く事案を異にする。追って書面で詳細に論じる予定である」と地裁判決の誤りを訴えていたところ、これが認められ、第2回控訴審が1月24日に決定しました。

